

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

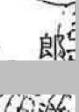
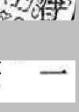
被告 岐阜県 外1名

## 民事訴訟法第191条1項の不承認に関する意見

令和3年4月23日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告 岐阜県 訴訟代理人

弁護士 端元 博	
弁護士 伊藤 公郎	
弁護士 池田 智洋	
弁護士 市橋 優一	

第1、不承認は、少なくとも本件訴訟を拘束すること。

1、民事訴訟法では、証言拒絶できる者として、第197条において、第1項1号につき、第191条1項の不承認の場合を規定し、第2号以下にその余の場合を規定する。

2、そして、第199条1項は、第197条第1項1号の場合を除き、裁判所は、証言拒絶の当否を裁判する、と規定する。

そこで、第197条第1項1号の場合は、裁判所は、証言に関して、監督官庁の不承認を否定できない。

3、また、民事訴訟法中、当事者が、この不承認に対し、争うことができる規定を定めていない。

4、このように、本件訴訟では、阪上、横山、三輪につき、不承認事項は証言を拒絶できることを前提としなければならない。

## 第2 証人の保護を図るべきこと。

1、原告ら2021年4月5日意見書によれば、原告らは、尋問期日において、不承認事項も、阪上、横山、三輪に対し、尋問する、と述べる。

2、しかし、現に職にいる者であっても、いわんや、退職者の場合、その問い合わせ、不承認事項にあたるのか、職務の秘密に該当するのか、を、その場で判断することは不可能である。

そして、証言した事項が、不承認事項であったり、職務の秘密であったりすると、証人が、民事や、職務上の責任追及を受ける、という深刻な不利益を被ることとなる。

本件訴訟の当事者ではない彼らに、そのような深刻な危険を負担させるのは、許されない、という外ない。

3、そこで、原告らが不承認事項も尋問する、と宣言している以上、もはや、証人として採用すべきではない。

## 第3 その他

また、承認事項に鑑み、当時の経歴には争いはなく、大垣警察署の管轄範囲は、客観的に定められているのであるから、もはや、証言の必要性はなく、証人採用の必要性はない。

以上